宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年７月17日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①寺村商事　②京都府知事⑵第13708号　③寺村佳子　④京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東松ヶ花５番地　⑤1000万円　⑥京都府知事　⑦京都府綴喜郡井手町大字多賀小字東松ヶ花５番地　寺村商事　寺村佳子

①みすず住販　②大阪府知事⑷52470　③富井正惠　④大阪府柏原市上市１－２－３　602号　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦大阪府柏原市上市１－２－３　602号　みすず住販　富井正惠

①双日九州株式会社　②福岡県知事⑸015014　③代表取締役社長　泉谷幸児　④福岡県福岡市中央区天神１－４－２エルガーラ５階　⑤1000万円　⑥福岡県知事　⑦福岡県福岡市中央区天神１－４－２エルガーラ５階　双日九州株式会社　代表取締役社長　泉谷幸児